三重県手数料の電子収納の指定納付受託業務委託 企画提案コンペに関する質問及び回答

質問1 業務委託仕様書

9 再委託の禁止

「受託者は、三重県から本業務を第三者に委託してはならない。ただし、書面により三重県から承諾を受けた場合は、この限りでない。」と記載がありますが、例えば、精算金の払込み業務およびお問合せ対応業務をグループ会社へ委託することは可能でしょうか。可能な場合、事前の承諾申請書などの提出が必要でしょうか。事前の申請方法をご教示いただきたく存じます。

また、上記につきましてはその場合も″共同事業体協定書兼委任状(第2号様式)1部″は必要になりますでしょうか。

もし"共同事業体協定書兼委任状(第2号様式)1部"が必要となる場合、6/5 に回答いただいた後の提出(郵送)となるため、別途委任状送付となることご了承いただけますと幸いです。

回答1

県の承諾を受けた場合、業務の一部を再委託することは可能ですが、ケース ごとに判断します。再委託する場合は、コンペ当日に説明、もしくは企画提案 資料に記載をお願いします。承認手続きについては、契約時もしくは契約後に 書面(任意様式)により行うことになります。

なお、再委託の場合は、共同事業体協定書兼委任状(第2号様式)の提出は 不要です。

質問2 参加仕様書

8 契約方法に関する事項

弊社は他自治体、省庁においても指定納付受諾者の役務を担っており、三重県様の会計規則第75条第4項第3号に該当する認識ですが、その際に提出が必要なものがございましたら合わせてご教示ください。

回答2

参加仕様書に定める5(4)③「契約実績証明書(第3号様式)」を提出していただくことにより、三重県会計規則第75条第4項第3号の該当有無を判断しますので、同様式を提出してください。

質問3 業務委託仕様書

6 検査

県は、受託者に定期(または臨時)に検査を行う場合は、原則検査日の1か月前までに書面にて検査日時、場所、検査員を通知するものとする、とございますが受託業者先の監査等、拠点への立ち入りは想定されておりますでしょうか。

回答3

地方自治法第 231 条の 2 の 6 第 3 項により必要があると認める場合は、検査等を行うことがあります。

質問4 業務委託仕様書

4 本業務にかかる取扱手数料

役務上限金額は、前提となる取扱高・件数が参加仕様書にあるので、その取扱高・件数を前提としており、その取扱高・件数を超えることがあれば追加で契約の上、料金を頂戴できるという理解で問題ないでしょうか。

回答4

取扱高・件数の実績により、金額は増減します。

質問5 参加仕様書

8 契約方法に関する事項

以下の記述がございました。

「(1) 契約条項は、三重県出納局出納総務課において示します。」

弊社でも地方自治法に基づく指定納付受託契約の標準ひな形がございます。様式等は指定いただけるとのことですが、内容を拝見させていただき、どうしても修正や見直し等が必要になる場合は、ご相談させていただくことは可能でしょうか。

回答5

契約書に記載する必須事項はありますが、三重県と落札者の双方の協議により契約書の内容を決定することとしています。

質問6 参加仕様書

5 企画提案コンペの実施方法

代表者名ならびに役職が、現時点で提出させていただくものから変更となる可能性がございます。

その場合は、"共同事業体協定書兼委任状(第2号様式)"を提出する形でも問題ないでしょうか。

もし委任状が必要となる場合、6/5 に回答いただいた後の提出(郵送)となるため、別途委任状送付となることご了承いただけますと幸いです。

回答6

代表者名ならびに役職の変更により、共同事業体協定書兼委任状(第2号様式)を提出いただく必要はありません。